

千葉市

パートナーシップ宣誓 ガイドブック

パートナーシップ宣誓を考えている方へ



はじめに

千葉市は、千葉市男女共同参画ハーモニー条例（平成14年千葉市条例第34号）の理念に基づき、すべての市民が個人として尊重され、さまざまな個性が響きあい、認めあいながら形づくる社会の実現を目指しています。



その取組みの一環として、パートナーシップを形成しようとする方々が宣誓を行い、市がその宣誓を公的に証明するパートナーシップ宣誓制度を始めます。

この制度は、お二人のパートナーシップを尊重するもので、法律上の効果（婚姻や親族関係の形成、相続、税金の控除等）が生じるものではありません。

しかし、お二人が互いを人生のパートナーとして、安心して、いきいきと生活ができるよう、行政がその関係を尊重することに、大きな意義があると考えています。

本市として、市民や事業者の皆様々に制度の趣旨を尊重していただくことを通し、多様なパートナーシップ、家族のあり方に対する社会的な理解が広がり、誰もが自分らしく生きることができる社会が実現することを期待しています。

平成31年1月

千葉市長 熊谷俊人

目次

I. 宣誓をするには.....	1
1. 宣誓から宣誓証明書・証明カード受領までの流れ.....	1
電話又はメールで事前連絡・調整.....	1
パートナーシップ宣誓.....	1
宣誓証明書・証明カードの交付申請.....	1
宣誓証明書・証明カードの受領.....	1
2. 宣誓することができる方.....	2
成年に達していること.....	2
千葉市民であること、又は転入を予定していること.....	2
配偶者がいないこと.....	2
宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと.....	2
宣誓者同士の関係が、近親者でないこと.....	2
3. 宣誓に必要なもの.....	4
パートナーシップ宣誓書（様式第1号）.....	4
現住所を確認できるもの.....	4
独身であることを証明する書類.....	4
本人確認ができるもの.....	4
II. 宣誓証明書について.....	7
1. 宣誓証明書の交付を申請するには.....	7
2. 宣誓内容に変更があった場合（住所変更・パートナーシップ解消等）... 8	8
3. 宣誓証明書の返還.....	8
III. よくある質問.....	9
パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか.....	9
同居していないと宣誓できませんか.....	9
「成年に達した者」とは何歳以上ですか.....	9
「婚姻をすることができない関係」はどのような場合ですか.....	9
養子縁組をしていると宣誓できませんか.....	9
どうして養子縁組をしていると宣誓できないのですか.....	9
通称名を使用できますか.....	10
宣誓証明書や宣誓証明カードはすぐに交付されますか.....	10
宣誓証明書や宣誓証明カードはどこで利用できますか.....	10
他の人に代理で宣誓をしてもらうことは可能ですか.....	10

千葉市外に転出するときはどうしたらいいですか	10
関係を解消した場合には、どうしたらよいですか	10
宣誓書は何年間保存されますか	11
パートナーシップ宣誓制度と婚姻はどう違いますか	11
パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか	11
法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか	11
なぜ、転入予定でも宣誓できるのですか	11
成りすましや偽装等の悪用をされませんか	11
《参考》	12

パートナーシップとは

パートナーシップとは、
互いを人生のパートナーとし
対等な関係で協力しあう
2人の関係です。



1. 宣誓をするには

1. 宣誓から宣誓証明書・証明カード受領までの流れ

宣誓から宣誓証明書・証明カード受領までの主な流れは以下のとおりです。

電話又はメールで事前連絡・調整

必ず事前に男女共同参画課まで連絡をしてください。宣誓の日時・場所の調整、必要書類の確認等を行います。

連絡先（男女共同参画課）

TEL 043-245-5060

FAX 043-245-5539

Mail danjo.CIL@city.chiba.lg.jp

※宣誓及び宣誓証明書等の交付日時は、その後提出又は提示いただく書類に不備がある場合や、予約状況等により、ご希望に沿えない場合があります。

パートナーシップ宣誓

宣誓書を提出します。

予約した日時に、必要書類をお持ちの上、必ずお二人そろってお越しください。ご希望に応じて、個室で対応します。

※ 月～金 午前10時～午後4時 市の閉庁日は除きます。

【市において内容確認】

申請書類をもとに、宣誓の要件を備えているか確認します。

宣誓証明書・証明カードの交付申請

宣誓と同時に、宣誓証明書等の交付を申請することができます。

宣誓証明書・証明カードの受領

2. 宣誓することができる方

パートナーシップの宣誓をするには、以下の要件をすべて満たす必要があります。

成年に達していること

満20歳以上の方

(民法の改正により、2022年4月1日以降は「満18歳以上」となる予定です。)

千葉市民であること、又は転入を予定していること

市内に住所を有している方、又は転入を予定している方

(宣誓者のうち、いずれか一方で構いません。)

転入予定の方は、宣誓の際に転入予定先の区及び転入予定日を記載してください。

配偶者がいないこと

戸籍謄本等で確認します。

外国人の方は、大使館等で発行される婚姻要件具備証明書(日本語訳を添付)を提出してください。

宣誓者以外の方とパートナーシップの関係がないこと

同様の制度を実施している他の自治体等で、宣誓者以外の方とパートナーシップの宣誓又は登録を行っている方は、宣誓をすることができません。

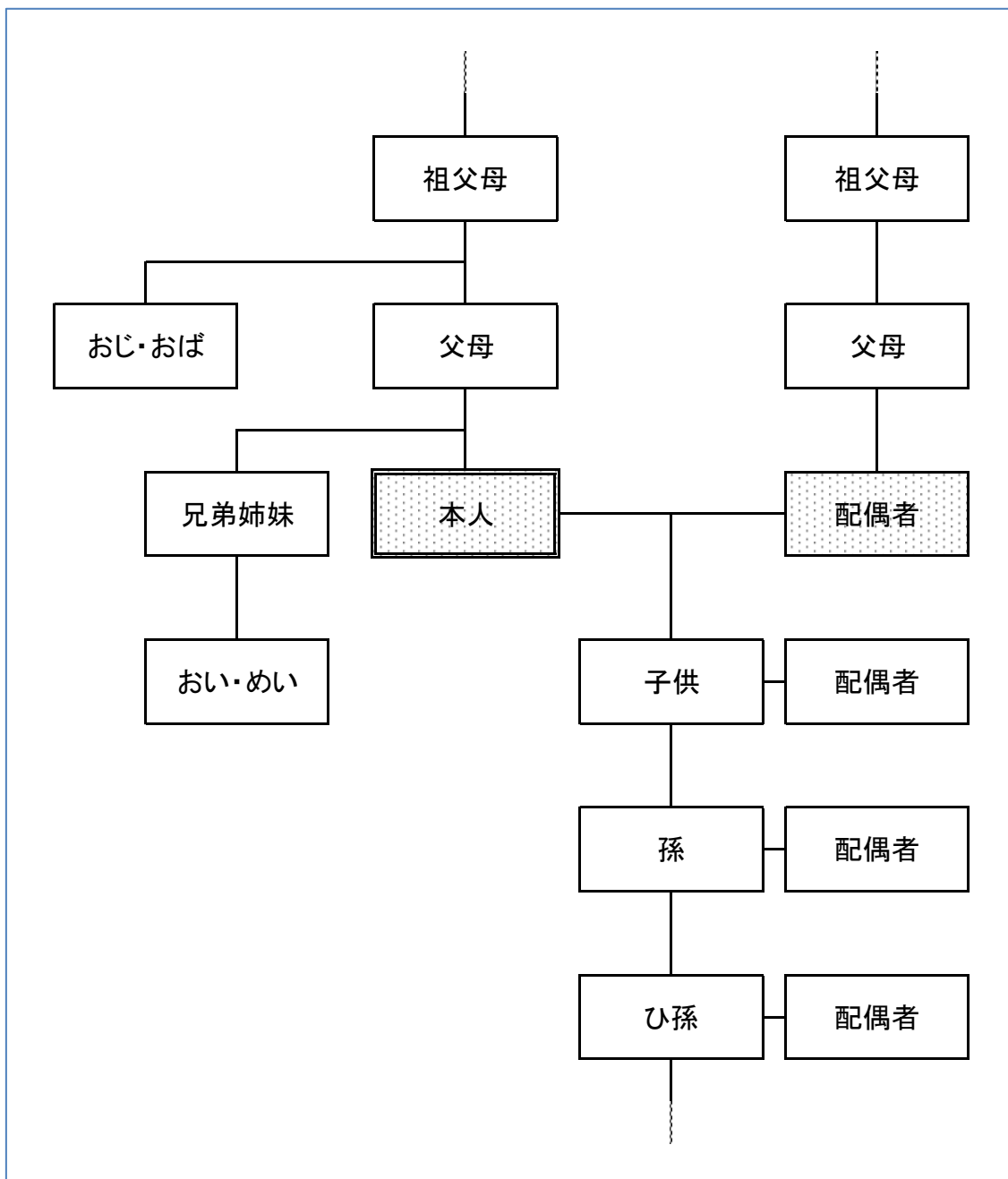
宣誓者同士の関係が、近親者でないこと

民法の規定により、婚姻をすることができない関係にある方は、宣誓をすることができません。

(直系血族、三親等内の傍系血族、直系姻族の関係にある等。次ページ図を参照)

ただし、宣誓者同士が養子と養親の関係にある場合には、養子縁組を解消した後に宣誓をすることができます。

パートナーシップの宣誓をすることができない者（近親者）



※個別の事情について相談したい方は、男女共同参画課へご連絡ください。

3. 宣誓に必要なもの

宣誓には、以下のものが必要となります。

パートナーシップ宣誓書（様式第1号）

「宣誓者」及び「確認事項」欄を、もれなく記入してください。

様式は男女共同参画課の窓口に準備してあります。また、千葉市ホームページからもダウンロードできます。

<http://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/danjo/partnership.html>

（書き方は次ページ参照）

現住所を確認できるもの

次のいずれかをお持ちください。

- ・住民票の写し（3か月以内に発行されたもの）
- ・マイナンバーカード（「通知カード」ではありません。）
- ・運転免許証等の官公署が発行した証明書（現住所が記載されたもの）

本市に転入予定の方は、前住所地で発行された転出証明書

独身であることを証明する書類

戸籍謄本等をお持ちください。（3か月以内に発行されたもの）

外国籍の方は、婚姻要件具備証明書等の配偶者がいないことを確認できる書面に日本語の翻訳を添えて提出してください。

本人確認ができるもの

マイナンバーカード、旅券、運転免許証、在留カード、官公署が発行した免許証等（6ページ参照）



※上記以外に、市長が必要と認める書類の提出を求められることがあります。

【パートナーシップ宣誓書（様式第1号）の書き方】

平成31年 1月29日

パートナーシップ宣誓書

(あて先) 千葉市長

私たちは、千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱に基づき、互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を宣誓します。

- ・互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成しようとする2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
- ・同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。

宣誓者			
氏名 (フリガナ) (自署)	ハナミガワ ソラ 花見川 空	イナゲ ウミ 稲毛 海	
(通称名の場合、戸籍上の氏名) ※1	花見川 太郎		
生年月日	平成〇〇年 〇〇月 〇〇日	平成△△年 △△月 △△日	
住所	東京都新宿市(区)町村 西新宿〇—〇	千葉県習志野市(区)町村 津田沼〇—〇	
連絡先	電話番号	03 (〇〇〇〇) 〇〇〇〇	090 (△△△△) △△△△
	メールアドレス	〇〇〇〇 @ 〇〇〇〇.ne.jp	△△△△ @ △△△△.ne.jp

※1 外国人等の場合は、戸籍上の氏名に準ずるものを記載してください。通称名を使用して宣誓を行った場合には、証明書の裏面に戸籍上の氏名が記載されます。

なお、宣誓にあたり、次に掲げる事項を確認しました。

確認事項 (該当項目に「✓」をつける)		
第3条 第1項	2人とも、成年に達している。	<input checked="" type="checkbox"/>
第2項	2人の少なくともいずれか一方が、市内に住所を有している。	<input type="checkbox"/>
	いずれも市外 2人の少なくともいずれか一方が、市内への転入を予定している。 ※2 在住の場合 転入予定先 中央区 転入予定日 平成31年 4月24日	<input checked="" type="checkbox"/>
第3項	2人とも、配偶者がいない。	<input checked="" type="checkbox"/>
第4項	2人とも、共に宣誓を行おうとしている者以外の者とのパートナーシップがない。	<input checked="" type="checkbox"/>
第5項	直系血族又は3親等内の傍系血族の間でない。 (養子と養方の傍系血族との関係を除く。)	<input checked="" type="checkbox"/>
	直系姻族の間でない。	<input checked="" type="checkbox"/>
	養子若しくはその配偶者又は養子の直系卑属若しくはその配偶者と養親又はその直系尊属の間でない (要綱第3条第5項後段に該当する場合を除く。)	<input checked="" type="checkbox"/>

※2 転出証明書又は市内に転入したことが分かるもの (転入後に発行された住民票の写し等) を転入予定日から14日以内に提出し、又は提示してください。

【本人確認に必要な証明の例】

「氏名」「住所又は生年月日」を確認できるものに限ります。

1枚の提示で足りるもの（例）	2枚以上の提示が必要なもの（例）
<ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証 ・写真付き住民基本台帳カード (住所地の市区町村で発行) ・旅券（パスポート） ・国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書 ・海技免状 ・小型船舶操縦免許証 ・電気工事士免状 ・宅地建物取引主任者証 ・教習資格認定証 ・船員手帳 ・戦傷病者手帳 ・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・在留カード又は特別永住者証明書 (平成24年7月9日以降外国人登録証明書は廃止されましたが、一定期間外国人登録証明書が在留カード又は特別永住者証明書とみなされ、外国人登録証明書を在留カード又は特別永住者証明書として利用することができる場合があります。) 	<ul style="list-style-type: none"> ・写真の貼付のない住民基本台帳カード ・国民健康保険、健康保険、船員保険、又は介護保険の被保険者証 ・共済組合員証 ・国民年金手帳 ・国民年金、厚生年金保険又は船員保険の年金証書 ・共済年金又は恩給の証書 ・戸籍謄本等の交付請求書に押印した印鑑に係る印鑑登録証明書 <hr/> <p>※学生証、法人が発行した身分証明書で写真付きのもの</p> <p>※国又は地方公共団体が発行した資格証明書のうち写真付きのもの（左記に掲げる書類を除く。）</p> <p>(「※」の書類のみが2枚以上あっても、確認できません。上段の証明（国民健康保険の被保険者証等）と組み合わせて提示してください。)</p>

出典：法務省ウェブサイト「戸籍の窓口での『本人確認』が法律上のルールになりました」

<http://www.moj.go.jp/MINJI/minji150.html>

II. 宣誓証明書について

1. 宣誓証明書の交付を申請するには

宣誓を行うと、「パートナーシップ宣誓証明書」及び「パートナーシップ宣誓証明カード」の交付を申請することができます。「パートナーシップ宣誓証明書等交付申請書（様式第2号）」をご提出ください。宣誓の要件等に不備が無い場合には、申請日当日に宣誓証明書等を受領することができます。

なお、内容確認等に時間を要する場合がありますので、事前に男女共同参画課にご連絡ください。

様式第2号（第6条第1項関係）
 年 月 日
 パートナーシップ宣誓証明書等交付申請書
 （まて池 千葉市長）

千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づき、パートナーシップ宣誓証明書及びパートナーシップ宣誓証明カードの交付を申請します。

氏 名		姓 名	
住所		住所	
氏名		氏名	
住所		住所	
氏名		氏名	
住所		住所	

申請書に添付するもの（添付書類に「ア」をマーク）

写真	<input type="checkbox"/>	パートナーシップ宣誓証明写真（1寸4角）	<input type="checkbox"/>	パートナーシップ宣誓証明写真（2寸4角）
誓約書	<input type="checkbox"/>	誓約書（1枚）	<input type="checkbox"/>	誓約書（1枚）

申請書に添付するもの（添付書類に「イ」をマーク）

住所	氏名	住所	氏名
住所	氏名	住所	氏名
住所	氏名	住所	氏名
住所	氏名	住所	氏名

申請書に添付するもの（添付書類に「ロ」をマーク）

誓約書	<input type="checkbox"/>	誓約書（1枚）	<input type="checkbox"/>
誓約書	<input type="checkbox"/>	誓約書（1枚）	<input type="checkbox"/>
誓約書	<input type="checkbox"/>	誓約書（1枚）	<input type="checkbox"/>
誓約書	<input type="checkbox"/>	誓約書（1枚）	<input type="checkbox"/>

以上の事項を確認してください。

市から交付されるもの

様式第3号（第6条第2項関係）
 契 号
 年 月 日
 パートナーシップ宣誓証明書

氏名 住所
 氏名 住所
 年 月 日生 年 月 日生
 宣誓日 年 月 日

上記姓名が、千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づき、互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を宣誓したことを証明します。

互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成する2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。
 同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。

千葉市は、千葉市男女共同参画（ハーモニー）条約の理念に基づき、「ハーモニー」の言葉でイメージする、すべての市民が個人として尊重され、さまざまな個性が響きあい、認めあいが形づく社会の実現を目指し、取組みを続けてまいります。

千葉市長 ○ ○ ○ ○

パートナーシップ宣誓証明書（A4）

第 号
 パートナーシップ宣誓証明カード
 千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱第4条第1項の規定に基づき、パートナーシップの宣誓をしたことを証します。

宣誓日 年 月 日 交付日 年 月 日
 本人 パートナー
 氏名 氏名
 住所 住所
 年 月 日生 年 月 日生
 千葉市長 ○ ○ ○ ○

パートナーシップ宣誓証明カード （携帯用）

※宣誓証明カードは1人1枚のみ発行します。また、再交付は、紛失、毀損等のやむを得ない場合に限りです。
 ※裏面に緊急連絡先の記載が可能です。油性ボールペン等を使用してください。

2. 宣誓内容に変更があった場合（住所変更・パートナーシップ解消等）

次の場合は、「パートナーシップ変更・解消届（様式第5号）」を提出してください。

- ・ 宣誓した事項に変更があった
- ・ 要件を満たさなくなった
- ・ パートナーシップを解消した
- ・ 一方又は双方が市外への転出をした
- ・ 一方が死亡した

3. 宣誓証明書の返還

パートナーシップの解消や双方が市外への転出をしたときは、宣誓証明書等を市に返還してください。

ただし、転勤又は親族の疾病その他のやむを得ない事情により、一時的に市外へ住所を異動する場合を除きます。

パートナーシップの無効

宣誓の要件に該当しないことが判明した場合、当該パートナーシップを無効とします。その場合、無効とした宣誓証明書の番号を公表します。

III. よくある質問

パートナーシップの宣誓に費用はかかりますか

- A. 宣誓や宣誓証明書の交付に費用はかかりません。
ただし、宣誓の際に提出する必要書類の交付手数料等が必要になります。

同居していないと宣誓できませんか

- A. 宣誓の時点で同居している必要はありません。

「成年に達した者」とは何歳以上ですか

- A. 20歳以上です。民法の改正により、2022年4月1日以降は満18歳以上となる予定です。

「婚姻をすることができない関係」はどのような場合ですか

- A. 次の場合です。
- ・直系血族又は三親等内の傍系血族の間（3ページ図参照）。ただし、養子と養方の傍系血族との場合、宣誓することができます。
 - ・直系姻族の間
 - ・養子、その配偶者、直系卑属又はその配偶者と養親又はその直系尊属との間。ただし、養子と養親の関係であって、当該関係が終了した場合、宣誓することができます。

養子縁組をしていると宣誓できませんか

- A. 宣誓者同士が養子と養親の関係にある場合には、宣誓はできません。
養子縁組を解消した場合には、宣誓を行うことができます。

どうして養子縁組をしていると宣誓できないのですか

- A. パートナーシップは、2人の方が同居、相互協力、費用分担等を誓約するものですので、婚姻をすることができない関係にある方は原則として認められません。
ただし、宣誓等の制度が無い状況でやむを得ず養子縁組を行う方もいることから、関係の重複を避けるため、養子縁組を解消した場合に限って宣誓を認めることとしています。

通称名を使用できますか

A. 使用することができます。

通称名を使用した場合には、交付する宣誓証明書や証明カードの裏面等に戸籍上の氏名を記載します。

宣誓証明書や宣誓証明カードはすぐに交付されますか

A. 提出された書類等に不備がなく、宣誓が適当と認められる場合は即日交付します。

ただし、内容確認等に時間を要する場合がありますのでご了承ください。

宣誓証明書や宣誓証明カードはどこで利用できますか

A. 市の制度では、市営住宅の申込等にご利用いただけます。利用開始時期については、随時お知らせいたします。

今後も、証明書を提示することで利用できる制度を増やしていくとともに、民間事業者や市民の皆様に対しても、証明書の利用等について、周知啓発を進めて行く予定です。

※市営住宅は平成31年4月の申込から利用できます。詳細は、市営住宅の平成31年度の募集案内やHPをご覧ください。

他の人に代理で宣誓をしてもらうことは可能ですか

A. 代理の宣誓はできません。必ず、宣誓者のお二人がそろって窓口にお越しください。

千葉市外に転出するときはどうしたらいいですか

A. 一方又は双方が千葉市外へ転出するときは、変更・解消届を提出してください。お二人とも市外に転出すると、宣誓の要件を満たさないこととなりますので、宣誓証明書（カードを含む）を返還してください。

関係を解消した場合には、どうしたらよいですか

A. パートナーシップを解消した場合には、変更・解消届を提出し、宣誓証明書（カードを含む）を返還してください。

宣誓書は何年間保存されますか

A. 30年間です。

パートナーシップ宣誓制度と婚姻はどう違いますか

A. 婚姻を行うと、民法の規定に基づく法律上の親族となり、相続等財産上の権利や、税金の控除、親族の扶養義務等様々な権利・義務が発生します。

一方、千葉市のパートナーシップ宣誓制度は、要綱に基づいて実施するため、法的な効力はありません。

また、宣誓を行うことにより、戸籍や住民票の記載が変わることもありません。

パートナーと法的な関係を構築する方法はありますか

A. 結婚に類似した関係を構築する方法として、公正証書により遺言書を作成する方法や、任意後見契約を結ぶ方法があります。

法的効力がないのに、なぜ制度の導入をするのですか

A. この制度は、お二人がパートナーシップの関係を形成することを尊重するものです。制度の導入をきっかけとして、様々な事情から婚姻に至らない関係にある方々への社会的理解が進み、パートナーシップを尊重する取組みが広がっていくことが期待し、導入することとしました。

なぜ、転入予定でも宣誓できるのですか

A. 千葉市へ転入し、パートナーと共同生活することを予定している方が、住居等の準備を整えるために必要な場合が想定されるためです。

成りすましや偽装等の悪用をされませんか

A. 市が宣誓を受ける際には、独身であることを証明する書類と、本人確認を行うため身分証明書の提示を求めることで、成りすまし等の悪用を防止します。

なお、宣誓の要件に該当しないことが判明した場合、当該パートナーシップを無効とし、宣誓証明書等の返却を求めるとともに、無効にした宣誓証明書の番号を市ホームページ等で公表します。

《参考》

千葉市パートナーシップの宣誓の取扱いに関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、パートナーシップの宣誓の取扱いについて必要な事項を定めることにより、千葉市男女共同参画ハーモニー条例（平成14年千葉市条例第34号）の理念に基づき、すべての市民が個人として尊重され、さまざまな個性が響きあい、認めあいながら形づくる社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) パートナーシップ 互いを人生のパートナーとし、次に掲げる事項を約した2人の者の関係をいう。

ア 互いの合意のみに基づいて成立し、パートナーシップを形成しようとする2人の者が同等の権利を有し、相互の協力により維持される関係であること。

イ 同居し、共同生活において互いに責任を持って協力し、必要な費用を分担すること。

(2) 宣誓 パートナーシップを形成しようとする2人の者が、互いをパートナーとし、前号に規定する事項を約することを市長に対して誓うことをいう。

(宣誓の要件)

第3条 民法（明治29年法律第89号）第4条に規定する成年に達していない者は、宣誓をすることができない。

2 2人の者のいずれも、本市域内に住所を有せず、かつ、本市域内への転入を予定していない場合には、宣誓をすることができない。

3 配偶者のある者は、宣誓をすることができない。

4 共に宣誓をしようとしている者以外の者とパートナーシップを形成している者は、宣誓をすることができない。

5 民法第734条から第736条までに規定する婚姻をすることができない者同士の間では、宣誓をすることができない。ただし、同法第729条の規定により親族関係が終了した者同士の間においては、この限りでない。

(宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、パートナーシップ宣誓書(様式第1号。以下「宣誓書」という。)に次の各号に掲げるすべての書類を添えて市長に提出し、又は提示するものとする。

- (1) 住民票の写し(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)、マイナンバーカード、運転免許証その他官公署が発行した免許証、許可証、資格証明書等(有効期間内であるものに限る。)であって住所が記載されているもの
- (2) 戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書、婚姻要件具備証明書その他民法の規定に基づく婚姻が可能であることを証する書類(宣誓日前3か月以内に発行されたものに限る。)
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定により宣誓を行った2人の者(以下「宣誓者」という。)が、本市域内へ転入を予定している場合には、宣誓書の確認事項欄に記載した転入予定日から14日以内に、次の各号のいずれかの書類を提出し、又は提示するものとする。

- (1) 本市域内に転入する予定が記載された転出証明書
- (2) 第1項第1号に規定する書類

3 宣誓書の確認事項欄に記載した転入予定日から14日以内に、前項第2号の書類の提出又は提示を行うことが困難な場合には、その旨を市長に申し出るものとする。

4 宣誓者が本人であるかどうかの確認方法については、戸籍法(昭和22年法律第224号)第27条の2第1項の規定の例による。

(通称名の使用)

第5条 宣誓には通称名を使用することができる。

(証明書及び証明カードの交付)

第6条 宣誓者は、第11条の規定に基づき宣誓書が保存されている場合に限り、パートナーシップ宣誓証明書等交付申請書(様式第2号)によりパートナーシップ宣誓証明書(様式第3号。以下「証明書」という。)又はパートナーシップ宣誓証明カード(様式第4号。以下「証明カード」という。)の交付を申請することができる。

2 市長は、前項の規定による交付の申請を受けた場合には、宣誓者に対し、第4条第4項に規定する方法による本人確認を行った上で、証明書又は証明カードを交付するものとする。この場合において、前条の規定により通称名を使用したときには、戸籍に記載されている氏名(外国人等の場合には、これに準ずるもの)を証明書又は証明カードに記載する

ものとする。

(パートナーシップの変更等及び証明書等の返還)

第7条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当するときは、パートナーシップ変更・解消届(様式第5号。以下「変更・解消届」という。)により市長に届け出るものとする。この場合においては、第4条第4項に規定する本人確認の手続を準用する。

- (1) 住所、氏名その他宣誓時に提出した書類の記載事項又は確認事項に変更があったとき。この場合においては、第4条第1項に規定する書類であって、変更後の事項を確認できるもの(住民票の写しの場合においては、「宣誓日前」とあるのは「届出前」と読み替えるものとする。)を提出し、又は提示するものとする。
- (2) パートナーシップが解消されたとき。
- (3) 双方が本市域外へ転出したとき。
- (4) 一方が死亡したとき。

2 宣誓者は、前項第2号又は第3号に該当する場合には、交付を受けた証明書及び証明カードを返還するものとする。ただし、国又は地方公共団体の機関への提出等の理由により返還することが困難なときは、この限りでない。

3 市長は、第1項の届出があった場合において、宣誓者のうちに、同項後段の規定による確認をすることができない者があるときは、当該届出を受領した後遅滞なく、その者に対し、当該届出を受領したことを通知するものとする。

4 前項の通知については、戸籍法第27条の2第2項の規定の例による。
(パートナーシップの無効)

第8条 パートナーシップは、次に掲げる場合に限り、無効とする。

- (1) 当事者間にパートナーシップを形成する意思がないとき。
- (2) 第3条各項の規定に反しているとき。この場合においては、同条各項の規定に反する事由が発生した時点以降に限って無効とする。

2 市長は、前項の規定によりパートナーシップを無効とするに当たっては、あらかじめ千葉市男女共同参画審議会の意見を聴くものとする。

3 市長は、前項の規定によりパートナーシップを無効とした場合には、宣誓者に交付した証明書及び証明カードの返還を求めるものとする。

(市における宣誓書の取扱い)

第9条 市長は、この要綱の規定に基づいて行われた宣誓及び市が交付した証明書の趣旨にのっとり、施策を行わなければならない。

(市民及び事業者への周知)

第10条 市長は、市民及び事業者がこの要綱の規定に基づいて行われた宣誓及び市が交付した証明書の趣旨を理解し、その社会活動の中で最大限に尊重され公平かつ適切な対応を行うよう、周知啓発に努めなければならない。

(宣誓書の保存期間)

第11条 市長は、宣誓書を30年間保存するものとする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市民局長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成31年1月29日から施行する。



千葉県パートナーシップ宣誓ガイドブック

(第3版)

平成31年1月 発行

千葉市市民局生活文化スポーツ部男女共同参画課

TEL 043-245-5060 FAX 043-245-5539

Mail danjo.CIL@city.chiba.lg.jp

<http://www.city.chiba.jp/shimin/seikatsubunka/danjo/>

表紙に使用しているイラストは、市内在住の中学生によるデザインです。千葉市の鳥・コアジサシをモチーフにしています。